

令和8年度事務事業評価（外部評価）の実施方法について

1 外部評価対象事業

所管課	事業名	一次評価	二次評価
教育指導課	校長会等補助金（市立学校教育研究奨励事業、教育研究会補助金を含めた事業群）	現状維持	廃止
市民課	戸籍住民基本台帳事務費（書かない窓口）	抜本的見直し	抜本的見直し
高齢者支援課	認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付事業費	改善・見直し	改善・見直し
協働コミュニティ課	市民交流施設運営管理費	改善・見直し	改善・見直し

2 令和8年度行政評価（中間結果）

二次評価まで終了した時点での中間評価の結果については、次のとおり。

	現状維持	改善・見直し	抜本的見直し	廃止	計
一次評価	45	14	1	0	60
二次評価	31	27	1	1	60

3 市民参加手続の実施

二次評価まで終了した時点での中間評価の結果について、市民意見反映のため、市民説明会と市民意見提出手続（パブリックコメント）を次のとおり実施する。

(1) 市民説明会

	日時	場所	時間
第1回	8月5日（水）	防災・保谷保健福祉総合センター	10：00～
第2回	8月7日（金）	田無庁舎	18：00～

(2) 市民意見提出手続（パブリックコメント）

8月5日（水）から9月4日（金）までの約1か月間

4 外部評価の選定基準

外部評価の対象とする事業の選定は、次の基準のいずれかに該当する事業の中から3事業（群）程度を選定して実施します。

- | |
|---|
| ① 二次評価が「廃止」または「抜本的見直し」相当となった事業 |
| ② 一次評価と二次評価において課題が顕在化した事業 |
| ③ 一般財源負担が1千万円以上である事業 |
| ④ 補助金・負担金事業で二次評価において見直しの余地が示された事業 |
| ⑤ 目的や性質、内容が類似する複数の事業をまとめて評価することが適当と判断される事業群 |

5 外部評価の視点及び評価基準

(1) 外部評価の視点

視点	ポイント
○事業実施の意義 ～なぜ、事業を実施するのか～	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的に妥当性はあるか ・課題に対応した事業か ・事業の必要性は高いものか、変化していないか
○事業の内容・手法 ～どのように事業を実施すべきなのか～	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模は見直す必要性はないか ・目的、目標の設定は妥当か ・他の事業への統合はできないか ・事業の効率化や、やり方を見直す必要性はないか ・事業実施主体は適切か
○事業の効果・課題 ～事業実施の効果は得られているのか～	<ul style="list-style-type: none"> ・事業成果がどれくらい上がったのか ・設定した課題は解決できたのか ・事業を実施した結果として生じた新たな課題はないか ・今後の課題は何か

(2) 評価基準

評価	評価基準
現状維持	現状水準・同様の規模で、引き続き事業を実施していくもの。
改善・見直し (有効性)	現状の仕組みを前提としつつ、有効性を見直し等により、改善を図るべきもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
改善・見直し (効率性・経済性)	現状の仕組みを前提としつつ、効率性・経済性を見直し等により、改善を図るべきもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
抜本的見直し	事業の実施形態の変更や一部廃止など、事業の仕組みを含めた抜本的見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
廃止	事業を廃止するもの。全く異なる形態で事業を再構築する場合も含む。

6 外部評価の進行

外部評価については、次のとおり実施する。

区分	項 目	＜対応部署＞	時間
外部評価 8/24（月）	① 事業概要等の説明	＜所管課・事務局＞	7 分
	② 質疑応答	＜所管課＞	10 分
	③ 評価者間での意見交換・ 評価結果のとりまとめ		10 分

※表中に記載の時間は 1 事業当たりの目安